

小川村結婚祝金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、村民及び婚姻後本村に住民登録をし、居住する夫婦に対し、結婚祝金（以下「祝金」という。）を支給することで、その結婚を祝福するとともに、人口定着に資するものとする。

(対象)

第2条 この祝金の対象となる者は、次の各号の全てに該当する夫婦とする。

- (1) 平成28年4月1日以降に婚姻届を提出し、その後6箇月以内であること。
- (2) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本村の住民基本台帳に記載され、引き続き5年以上本村に在住する意思を有すること。
- (3) 村税等に滞納がないこと。
- (4) 過去において、夫婦のいずれかがこの要綱に基づく祝金の支給を受けていないこと。

2 祝金は、前項の規定に全て該当し、かつ村長が必要と認めた夫婦に支給することができる。

(祝金の額)

第3条 1組の夫婦に支給する祝金の額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 婚姻時 100,000円
- (2) 婚姻後1年経過時 100,000円
- (3) 婚姻後2年経過時 100,000円

(申請)

第4条 祝金の支給を受けようとする者は、婚姻届の提出日から起算して6箇月以内に結婚祝金交付申請書兼請求書（様式第1号）により村長に申請しなければならない。

(支給)

第5条 村長は、前条の申請があった場合、その内容を審査し、当該申請に係る可否を決定するものとする。ただし、村長が祝金の支給についてふさわしくないと判断した場合は、この限りでない。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。